

諮問番号：令和 7 年度諮問第 1 号

答申番号：令和 7 年度答申第 2 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

審査請求人 A（以下「請求人」という。）が令和 6 年 8 月 1 日付けで提起した、処分庁練馬区長が同年 4 月 30 日付けで行った带状疱疹任意予防接種費用不支給決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（6 練総法第 795 号。事件名「予防接種費用不支給決定取消請求事件」）について、却下されるべきであるという審査庁の判断は妥当である。

第 2 事案の概要

令和 6 年 3 月 11 日、請求人の父である B（以下「請求人父」という。）は、練馬区の協力医療機関以外の医療機関において带状疱疹任意予防接種（以下「予防接種」という。）を受け、予防接種費用 6,600 円を支払った。その後、同月 18 日、請求人父は死亡した。

令和 6 年 4 月 12 日、請求人が、処分庁に対し、同月 9 日付け带状疱疹任意予防接種償還払い申請書兼請求書を提出した。なお、同書面には、申請者兼被接種者欄に請求人父の氏名等が記載され、請求人父本人死亡のため請求人が代筆した旨の記載がある。

令和 6 年 4 月 30 日、処分庁が本件決定を行い、同年 5 月 10 日、請求人はその事実を知った。

令和 6 年 8 月 1 日、請求人は、審査庁に対し、本件決定の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人の主張は、令和 6 年 8 月 1 日付け審査請求書および同年 10 月 21 日付け反論書記載のとおりである。

すなわち、請求人父が精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況であったこと、医師の診断で予防接種を受けることが適切であるという診断のもと接種したこと、請求人が予防接種に関する証明書を受領したのが請求人父が他界した当日であったところ、請求人が同証明書を受領するタイミングは請求人のコントロール外であること等から、特段の法律上の規定が無いとしても他の類似の制度における代筆・代理の運用を類推適用すべきであると主張する。

また、最判平成7年11月7日民集49巻9号2829頁の類推適用により、請求人父が有していた請求権を請求人が包括的に取得したものであり、また、償還払いの対象となる予防接種費用は請求人が請求人父の代わりに支払ったものであって、当該償還払いを受けても私法上の贈与には当たらない、とも主張する。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、令和6年9月27日付け弁明書および同年12月6日付け弁明書(2)記載のとおりである。

すなわち、私法上の贈与に類する行為に関して定めた内部規程である練馬区带状疱疹任意予防接種償還払い要綱（令和5年7月21日5練健保第631号。以下「本件要綱」という。）に基づいてなされた本件決定には処分性が認められない、また、仮に処分性が認められるとしても請求人には請求権が与えられていないというものである。

第4 審理員意見書の要旨

本件決定に関連する法令の定めについて検討するに、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第232条の2が、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができると定めるのみで、予防接種費用の償還払いの制度、請求権者、支給手続等は専ら本件要綱において定められている。そして、本件要綱は、やむを得ない事情により、練馬区任意予防接種等費用助成事業実施要綱(平成23年4月1日23練健保第364号)第2条第2号アに規定する予防接種協力医療機関以外の医療機関において予防接種を受けた区民に対し、当該予防接種に要した費用（以下「実費」という。）の助成（以下「償還払い」という。）を行うことにより、経済的負担の軽減を図り、疾病の予防および健康の保持に寄与することを目的とする（本件要綱第1条）。さらに、医療機関において予防接種を受け、実費を負担した者であること等の要件を満たす者に対して（本件要綱第2条）、その申請を前提として償還払いを行うものとされ（本件要綱第3条第1項および第6条）、特に生活保護受給者については補助基準額ではなく実費をそのまま支給することとされている（本件要綱第3条第1項）。

これらの定めに鑑みると、本件要綱に基づく償還払いについては、区民の経済的負担の軽減を図り、疾病の予防および健康の保持に寄与することを目的とし、予防接種に要した実額を原則として補助する旨の私法上の贈与に類する行為であるといえる。したがって、要綱等の内部的準則が根拠となっており、支給を求める者の申込みとこれに対する行政庁の承諾によって成立する契約関係と実質的に類似するような場合に当たり、本件決定には処分性は認められない。

つぎに、請求人は、最判平成7年11月7日民集49巻9号2829頁の類推適用により請求人父が有する受給権を相続によって承継した旨を主張するが、請求人父が

本件要綱に定める手続に従って請求を行い、その結果支給決定が行われて初めて請求人父に受給権が発生するものであって、請求すら行われていなかった段階で請求人父が受給権を有するということではなく、受給権を請求人が相続するということにもならない。

また、請求人は、償還払いの対象となる元々の支払を請求人が行ったものである旨主張するが、仮に請求人父ではなく請求人が支払ったということであれば、本件要綱第2条第1項第3号の「予防接種を受け、実費を負担した者」に該当せず、そもそも償還払いの対象外ということになる。

さらに、請求人は、特段の法律上の規定が無いとしても他の類似の制度における代筆・代理の運用を類推適用すべきであると主張するが、請求人が主張する「他の類似制度における代筆・代理の運用」の具体的な内容が明らかではなく、請求人の主張内容を善解したとしても請求人が縷々主張する内容は類推適用を基礎づけるものともいえない。本件要綱は予防接種を受けた本人の経済的負担軽減を目的としており、請求人父死亡後に遺族である請求人に対して支給されることをそもそも予定したものではない。

よって、本件決定に係る取消事由は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、却下されるべきである。

第5 審査庁の判断の要旨

1 審査庁の結論

本件審査請求は却下されるべきである。

2 審査庁の判断の理由

審理員意見書のとおり、本件処分に違法または不当な点は認められない。

第6 調査審議の経過

当審査会における処理経過は、以下のとおりである。

- 1 令和7年4月28日 審査庁からの諮問の受付
- 2 令和7年5月21日 審議
- 3 令和7年7月23日 答申

第7 審査会の判断の理由

1 審理手続について

審査庁による審理員の指名および審理員による審理手続は、行政不服審査法第9条第1項および同法第2章第3節の規定に基づき適正に行ったものと認められる。

2 本件処分の適法性について

(1) 本件に係る関係法令等の定めは別紙のとおりである。

(2) 争点整理

審理関係人の主張を踏まえ、本件の争点をつぎのとおり整理する。

ア 本件決定が行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1条第2項の「処分」に当たるか否か（処分性の有無）。

イ 本件決定に係る取消事由があるか否か（取消事由の有無）。

(3) 争点アに対する判断

行政不服審査法は、行政庁の違法または不当な処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関して、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする（同法第1条第1項）。そして、処分に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除き、同法の定めるところによるものとされ（同法第1条第2項）、処分に不服がある者は、審査請求をすることができる（同法第2条）。

同法第1条第2項の「処分」とは、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、またはその範囲を確定することが法律上認められているものと解される（最判昭和39年10月29日民集18巻8号1809頁等）。そして、ここでいう「公権力」の行使とは、一般に、行政庁が、法令による特別の授権に基づき、優越的な意思の主体として、相手方の意思のいかんにかかわらず、一方的に意思決定し、その結果につき相手方の受忍を強制し得るという効果を有するような性質の行為と解されるのであって、要綱等の内部的準則を根拠とし、支給を求める者の申込みとこれに対する行政庁の承諾によって成立する契約関係と実質的に類似するような場合、「処分」には該当しないものといえる。

そこで、本件決定に関連する法令の定めについて検討するに、地方自治法第232条の2が、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる（と定めるのみで、予防接種費用の償還払いの制度、請求権者、支給手続等は専ら本件要綱において定められている）。そして、本件要綱は、やむを得ない事情により、練馬区任意予防接種等費用助成事業実施要綱第2条第2号アに規定する予防接種協力医療機関以外の医療機関において予防接種を受けた区民に対し、償還払いを行うことにより、経済的負担の軽減を図り、疾病の予防および健康の保持に寄与することを目的とする（本件要綱第1条）。さらに、医療機関において予防接種を受け、実費を負担した者であること等の要件を満たす者に対して（本件要綱第2条）、その申請を前提として

償還払いを行うものとされ（本件要綱第3条第1項および第6条）、特に生活保護受給者については補助基準額ではなく実費をそのまま支給することとされている（本件要綱第3条第1項）。

これらの定めに鑑みると、本件要綱に基づく償還払いについては、区民の経済的負担の軽減を図り、疾病の予防および健康の保持に寄与することを目的とし、予防接種に要した実額を原則として補助する旨の私法上の贈与に類する行為であるといえる。したがって、要綱等の内部的準則が根拠となっており、支給を求める者の申込みとこれに対する行政庁の承諾によって成立する契約関係と実質的に類似するような場合に当たり、本件決定には処分性は認められない。

(4) 争点イに対する判断

(3)のとおり、本件決定に処分性が認められない以上、処分性の存在を前提とする争点イに対する判断を要しない。

(5) 小括

本件決定の処分性が認められない以上、本件審査請求は不適法である。

3 結論

以上のことから、本件審査請求は却下されるべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

練馬区行政不服審査会

会長 葭原 敬

委員 宇野 康枝

委員 三原 佳人